

平成 2 3 年第 1 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 2 3 年 2 月 2 1 日)

平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成23年2月21日（月）

○告示年月日 平成23年2月14日（月）

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 平成23年2月21日（月） 午後2時00分

○閉 会 平成23年2月21日（月） 午後3時45分

○出席議員（14名）

1番	炭 本 範 子（遅刻）	2番	山 本 喜 章
3番	木 村 浩 三	4番	阪 本 明 治
5番	上 好 忠 次	6番	山 口 勝 己
7番	佐々木 雅 彦	8番	宮 崎 睦 子
9番	青 山 まり子	10番	石 田 春 子
11番	岩 崎 宗 雄	12番	杉 浦 正 省
13番	中 野 重 高	14番	北 猛

○会議録署名議員

12番	杉 浦 正 省	13番	中 野 重 高
-----	---------	-----	---------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	木 村 要	理事（木津川市長）	河 井 規 子
理事（笠置町長）	松 本 勇	理事（和束町長）	堀 忠 雄
理事（南山城村長）	手 仲 圓 容		
会計管理者（精華町会計管理者）	安 岡 誠		

○事務局職員出席者

事務局長	林 幸 造	主幹	福 田 全 克
主査	國 子 慶 順		

○議 事 日 程

第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 3 | 議案第 1 号 | 平成 2 2 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算
(第 1 号) の件 |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 平成 2 2 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別
会計補正予算 (第 1 号) の件 |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 平成 2 3 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件 |
| 第 6 | 議案第 4 号 | 平成 2 3 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別
会計予算の件 |

平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成23年2月21日（月）

相楽会館 小ホール

（午後2時00分 開会）

○議長 皆さん、こんにちは。

ただ今から、平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、広報掲載のため、場内の写真撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、各市町村議会での活動など、公私極めて御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

2月も半ばを過ぎ、春の訪れも間近になってまいりましたが、まだまだ厳しい寒さの中であります。議員の皆様方には3月議会を控え、公私極めて御多用のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提案されております案件は、平成23年度予算及び平成22年度補正予算など極めて重要な案件が提案されております。慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますことをお願い申し上げるとともに、円滑なる議会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

代表理事からあいさつを受けます。

木村代表理事。

○木村代表理事 皆さん、こんにちは。

ただいま議長からもお話がありましたように、平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には極めて公私とも御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国経済はリーマンショック後の経済危機をようやく克服したものの、国内景気には若年層を中心に、失業率が依然として高水準で推移いたしております。学卒者4万人が未内定であるという厳しい状況にございます。加えまして、デフレが続いており、円高、世界経済の動向など十分注視していく必要がある、このようにも考えており

ます。

御承知のとおり、一般会計の総額が92兆円にのぼる平成23年度予算案を国会に提出され、現在、審議されているところでございます。この国の予算は、税収をはるかに超える国債発行に依存したまま、過去最大規模となっております。国民は1,000兆円に迫るという国の債務を支える余力はもはやないのではないかと、大きな不安を抱いております。税制改革の話もありますが、私は国民の信頼があってこそ、負担も国民に強いことができると考えております。地方自治におきましても、全く当然のことです。

市町村など地方自治体を取り巻く環境につきましても、人口の減少や高齢化、住民要望の多様化・高度化が進む一方、地方交付税の抑制や社会福祉関係経費の増加等によって、引き続き、非常に厳しい行財政を運営することが余儀なくされております。

このような中、財源の約78%が構成市町村の分担金である本組合としましては、これまで以上の節減により、経常経費などの歳出を抑える一方、し尿処理など環境衛生事業やふるさと市町村圏振興事業、あるいは消費生活相談事業など、地域住民の皆様の期待に的確にこたえられるよう、各種事業に取り組んでいるところであります。

それでは、ここで昨年11月22日に開催しました定例議会以降の本組合の主な内容について、御報告申し上げます。

初めに、し尿処理業務につきましてでございます。

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては、関係市町の下水道事業の進捗によりまして、年平均5～7%の割合で減少しており、平成22年12月末現在で、し尿は前年比7.6%、浄化槽汚泥は前年比4.1%減少しております。今後も同様の傾向が続くことが予想されます。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、下水道の整備等に伴います一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法と言われる合特法でございます。この趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者8社で構成されております京都南部環境事業協同組合に委託して業務を遂行しているところでございます。それから満6年を迎えようとする中、適正な業務が行われておりますことを申し添えます。

次に、相楽消費生活センターにつきまして御報告申し上げます。

開設後、間もなく1年が経過しようとしておりますが、本年度の相談件数につきましては、12月末現在で383件でございます。1日当たり平均2件の相談があります。これはセンター設置前の構成市町村における相談件数と比べまして大幅に増加しておりまして、消費者被害の掘り起こしができているものであり、また、来所相談の比率が約28%と高くなっており、住民の皆様にとってより身近なセンターとして定着しつつあ

るものと考えております。相談内容につきましては、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向で、出会い系サイト、携帯電話の不当請求、多重債務問題の相談が多い状況でございます。

なお、昨年10月から11月にかけて、計4回、消費生活に関する身近な問題など、消費者意識の向上や消費者被害の未然防止を目的として開講しました、「消費生活講座～相楽暮らしのエキスパート養成講座・入門編～」には、各市町村から延べ120人の住民の皆様に参加をいただきました。本講座の開設により、消費者が安心して暮らすことができる一助になったものと考えております。

次に、「ふるさと市町村圏振興事業」について報告申し上げます。

本事業は、基金7億円の運用益によりソフト事業を展開しております。17回目を迎えました今年度の「相楽ふるさと塾」は、去る2月5日に修了式を終え、33名のうち、29の方が修了されました。今後、各地域での「まちづくりの担い手」としての活躍が望まれるところでございます。

また、「相楽の地域資源を考える」をテーマとしましたシンポジウムにつきましては、2月6日に相楽会館大ホールにおいて、約100人の参加のもと、また「第18回相楽の文化を創るつどい」は、2月14日に南山城村文化会館「やまなみホール」において、相楽各市町村から12団体が出演され、約500人の御参加のもと、成功裡に終了いたしました。

最後に、「休日急病診療所の設置」についてでございます。

11月22日の定例議会終了後にも御報告させていただいたところでありますが、その後の各関係機関との協議状況等につきまして御報告申し上げます。

まず、検討を始めるに当たりまして、一昨年に大流行しました新型インフルエンザにより、山城南医療圏における休日の1次医療体制が構築されていないことが顕在化したことによりまして、平成21年11月に京都府山城南保健所長から広域事務組合理事会に対しまして、1次救急として休日急病診療所を設置してもらいたいという要請がございました。

これを受けまして、理事会では協議の結果、構成市町村の担当部課長により構成されます「山城南医療圏における休日急病診療所設置検討会」を設置し、平成22年2月から6回にわたり、場所や運営方法、委託内容などについて詳細な検討を進めていただきました。去る8月23日の理事会において検討会から答申がなされ、その答申に基づきまして、理事会で慎重に検討を重ねてまいりました結果、住民福祉の向上、安心・安全の確保という観点等からも有効な施策であると共通認識を確認いたしました。

特に、この事業につきましては、医師会の御理解、御協力が不可欠でありますので、相楽医師会に対して協力要請をしましたところ、11月15日開催の相楽医師会の総会

において、参加協力をするとの回答をいただきました。この医師会の回答を受けまして、11月22日の理事会において次の基本的事項を確認いたしました。

診療所の開設は、日曜日、祝日及び年末年始とする。二つ目には、医師報酬額につきましては、近隣の平均である宇治市と同額とし、人数は1名を基本とする。診療所管理医師料についても宇治市と同額とする。三つ目は、薬剤師の派遣、薬の購入・管理については、当面、大手企業に委託する。四つ目は、診療室は相楽会館小ホールを改修し、また、入り口や廊下の段差の解消、多目的トイレを改修する。これらの改修工事にかかる必要な経費は、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金の剰余金、京都市市町村未来づくり交付金を充て、構成市町村への新たな負担は求めない。これも初期投資でございますけれども、そういうことです。

開設後の運営につきましては、住民の協力をもとに1次診療所と定着させるとともに、2次診療の役割を持つ公立山城病院等と連携し、収支バランスがとれた健全な経営を目指すこととする。診療内容、時間など具体的な事項は、今後、医師会などと協議して決めるとしております。

開設時期としては、平成24年4月、できれば平成24年3月としたいということをおっしゃっているわけでありまして、本事業につきましては、構成市町村の担当部局と十分連携しながら、京都府山城広域振興局及び京都府山城南保健所の全面的な指導、協力を得て、進めるものとする。

以上の決定をもとに、11月22日の定例議会終了後に、休日診療所の開設に向けた取り組みを進めていくことを広域事務組合議会議員の皆様にご報告をさせていただきましたところでございます。

しかし、その相楽医師会から、「役員会としては休日診療所の開設を実現したいが、もともと医師会の会員数も少なく、内科・小児科を診れる医師が不足している。会員のアンケート調査の結果、年末年始及び5月のゴールデンウィーク期間における人員体制の確保が困難な状況にある。今後、相楽医師会、相楽郡広域事務組合及び京都府の三者で京都府立医科大学等に対して、医師派遣を要請し、医師会の不足分をカバーしていくことになれば受託していく」とのことです。

こうした経過を受けまして、去る1月24日開催の定例理事会において、京都市山城南保健所長から、こうした相楽医師会の意向にあることを踏まえまして、今後は理事会としても医師の派遣要請を行うことを確認したところでございます。

以上が、今日までの主な経過等でございます。

今後は、京都府立医科大学等に対しまして、医師の派遣要請を行ってまいりますとともに、関係機関との連携を密にしながら本事業の実施に向けての取り組みをしてまいるところでございます。

さて、今定例議会に提案いたします議案は、平成２３年度一般会計予算及び特別会計予算など４件でございます。

以上、報告を申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

議事日程の御報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１２条の規定により、議長において指名します。

１２番杉浦正省議員、１３番中野重高議員を指名します。

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る２月７日開催の議会運営委員会において、本日１日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日間に決定いたしました。

日程第３、議案第１号、平成２２年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第１号）の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第１号を提案させていただきます。

議案第１号、平成２２年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第１号）について、平成２２年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第１号）を別添のとおり定めます。

平成２３年２月２１日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ４３１万６，０００円を減額し、補正後の総額を６億３，７６８万４，０００円とするものでございます。歳入歳出予算補正の内容でございますが、まず歳入につきましては、市町村分担金は４７４万５，０００円の減、使用料及び手数料は３２４万５，０００円の減、繰越金は３６７万４，０００円の増となっております。

次に、歳出では、し尿収集運搬業務委託料３２４万５，０００円の減、大谷処理場運転維持管理業務委託料６６万９，０００円の減など、衛生費で４０７万６，０００円の

減とするものが主なものでございます。

以上、平成２２年度一般会計補正予算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

どうか御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第１号、平成２２年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第２号、平成２２年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第２号を提案させていただきます。

議案第２号、平成２２年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第１号）について、平成２２年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第１号）を、別添のとおり定めます。

平成２３年２月２１日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ６６万３，０００円を減額し、補正後の総額を１，０８３万７，０００円とするものでございます。歳入歳出予算補正の内容でございますが、まず、歳入が繰入金で１００万円の減、繰越金では、前年度繰越金の確定に伴いまして３３万７，０００円を増額とするものでござ

います。

次に、歳出では、振興費で広報紙の作成、相楽ふるさと塾などの実施に伴います事業執行残56万3,000円の減、予備費で10万円の減額とするものでございます。

以上、平成22年度特別会計補正予算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

御審議の上、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、平成22年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第3号を提案させていただきます。

議案第3号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を、別添のとおり定めます。

平成23年2月21日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案理由を申し上げます。

平成23年度一般会計予算編成に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえ、歳出を厳しく精査し、分担金の削減に努めました。

また、各市町村の衛生、企画、消費生活及び財政担当課長会議をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。最終的にそれらの議論を踏まえた上で、理事会において決定をし、御提案させていただくものでございます。

平成23年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,600万円といたしております。前年度比較では2,600万円、4.0%の減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入では分担金及び負担金5億7,890万9,000円で、歳入総額の約94%を占めております。その内訳としましては、分担金は4億8,147万9,000円、負担金は9,743万円であります。この負担金としまして計上しておりますのは、従来の「し尿くみ取り手数料」のことでありますが、「し尿くみ取り券売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託」に関する規約によりまして、当該費用をし尿処理手数料負担金として、本組合から市町村に対して請求するものでございます。

一方、使用料及び手数料は、1,912万5,000円で、相楽会館の貸室料と浄化槽汚泥投入手数料でございます。

次に、歳出につきましては、議会費は42万5,000円、総務費は3,478万5,000円、衛生費は3億1,273万7,000円、商工費は1,001万3,000円、公債費は2億5,700万9,000円、予備費は103万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

そのうち衛生費及び公債費で、予算総額全体の92.5%を占めております。

以上、平成23年度一般会計予算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、事務局より補足説明をさせますので、よろしくお願いします。

御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局。

○福田主幹 事務局の福田でございます。

それでは、議案第3号、平成23年度相楽郡広域事務組一般会計予算につきまして、補足の説明を申し上げます。

一般会計予算の総額は、前年度より2,600万円減、前年度当初比4%減の6億1,600万円といたしております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

3ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括をごらんいただきたいと思います。

歳入合計で前年度予算と比較いたしますと、2,600万円の減となっておりますが、その主なものは、資料集の32ページにも掲載しておりますが、さきの議会で議決をいただきました「し尿くみ取り券売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託」に関する規約、これに伴いまして、1款、分担金及び負担金で9,411万4,000円の増、2款、使用料及び手数料で1億1,809万2,000円の減と、科目変更のために大幅な増減が出ておりますが、実質的には、大谷処理場運転維持管理業務委託料の減などによりまして、市町村分担金で331万6,000円の減、し尿くみ取り量の減少に伴いますし尿くみ取り手数料の減などが主な内容でございます。

一方、消費生活センターに係るものとしまして、3款、府支出金で202万2,000円の減となっております。

歳出では、衛生費で1,610万6,000円の減となっておりますが、大谷処理場運転維持管理業務委託料で590万円の減、し尿収集運搬業務委託料で1,310万円の減等でございます。

また、消費生活センター運営費としまして、4款、商工費で1,001万3,000円を予算措置いたしております。

それでは、予算の主な概要につきまして、歳出から御説明を申し上げますので、予算書7ページをお開き願います。

1款、議会費、前年度と同額の42万5,000円を計上しております。これは、議会議員の報酬及び議会運営に要する経費を措置したものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、理事会費に、前年度と同額の29万8,000円を計上いたしております。これは、理事5名分の報酬及び旅費を措置したものでございます。

2目、一般管理費で3,240万6,000円を計上いたしております。ここでは、医務局長の報酬、また職員3人分の人件費並びに組合運営に係る諸経費等を計上させていただいているところでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

3目、相楽会館費といたしまして、202万1,000円で、相楽会館の管理運営に係る会館警備委託料などの直接的な経費をこちらのほうで計上させていただいております。

次に、4目、公平委員会費を前年度と同額の3万2,000円計上いたしております。公平委員3名の報酬と年1回公平委員会を開きますための旅費を計上いたしております。

10ページでは、2項、1目の監査委員費でございますが、前年度と同額2万8,000円を計上いたしております。監査委員2名の報酬並びに旅費でございます。

続きまして、11ページでございますが、ここでは、3款、衛生費、1項、清掃費、1目、清掃総務費、こちらで87万8,000円を計上させていただいております。し尿くみ取り券の印刷費の増に伴いまして、前年度より18万5,000円の増となっております。

次に2目のし尿処理費でございますけれども、3億1,185万9,000円、前年度比較では1,629万1,000円、5%の減となっております。主な内容は、13節の委託料でございます、3億1,083万9,000円でございます。委託料の説明欄にもありますとおり、一つ目が大谷処理場運転維持管理業務委託料といたしまして、1億9,510万円を計上させていただくものでございます。

恐れ入りますけれども、資料集の10ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

こちらのほうに、平成19年度から5カ年の委託料の推移の表をつけさせていただいております。特に、22年度、前年度の契約額と23年度の設計額との比較をいたしますと、532万9,800円、率としまして2.7%の減で計上をさせていただいております。

7ページ、8ページ、ちょっと戻っていただきまして、こちらのところに、資料にもありますとおり、人件費、また3番、ユーティリティー関係ということで、特に3番ユーティリティーで498万円、5.9%の減と、経費削減を図りました。また、経年維持点検補修ということで、前年度と、4番ですけれども、ほぼ同額の約4,880万円を見込みまして、めくっていただきまして、9ページのほうに別紙といたしまして、決めさせていただいているような優先順位の高い1番から31番までの工事を31項目ですけれども、予定しているところでございます。

また、予算書の11ページに戻っていただきたいんですが、次に、二つ目には、し尿収集運搬業務の委託料に1億493万円を計上いたしております。し尿くみ取り業務につきましては、従来から6業者に委託をしておりますが、構成市町村の下水道整備、また合併浄化槽等の普及によりまして、年々し尿収集は減少傾向にあるわけでございますけれども、平成23年度予算につきましては、し尿搬入量を9,630㎥と見込んでおりまして、前年度当初予算での10,730㎥と比較しますと、1,100㎥、率としまして10.3%の減ということで計画しております。

そのほか、水質・大気分析業務に100万円、内訳としまして、水質分析は月に2回、計24回、大気分析は年に2回を計画してございます。

次に、清掃汚泥運搬処分に682万5,000円、これは大谷処理場の各槽に堆積をしております汚泥を年に1度清掃いたしまして、処分場がございました熊本県の上天草市まで運搬をして、また処分をするという経費が、こちらでございます。搬入予定量は1

00トンを見込んでございます。

次に、焼却灰の運搬に81万円でございます。約20日に1台、年間約19台を見込んでまして、1台当たりの処分運搬料が4万2,630円ということで計画をしておるところでございます。

次に、焼却灰の埋め立てに32万6,000円、これはトン当たり5,250円で、62トンを見込んでおります。搬入場所は大阪フェニックスセンターの堺基地で、処分場は大阪沖処分場でございます。これらをそれぞれ計上をさせていただいております。

また、新規事業といたしまして、最後にありますように、精密機能検査業務に184万8,000円を計上させていただいております。これは、廃棄物処理法施行規則の第5条の規定によりまして、施設の機能保全のためにその機能状況、耐用の度合いなどについて、精密な検査を行うものでございまして、前回の検査は平成20年度に実施をしたものでございます。

次に、23節、償還金利子及び割引料といたしまして、この科目は本年度新規に科目設定をしたものでございますけれども、100万円を予算措置してございます。これは、し尿処理手数料の事務委託によりまして、今後、発行するし尿くみ取り券は、市町村のし尿くみ取り券となるものにございますが、現在、本組合が発行しておりますし尿くみ取り券が、下水道等の接続等によりまして、不要となりました場合、住民の皆様方が返還に来られるわけでございますが、当該費用をいったん市町村において支払っていただき、その費用を市町村から本組合のほうに請求をしていただくものでございまして、それらを計上したものでございます。

したがいまして、2目、し尿処理費で前年度と比較いたしますと、1,629万1,000円の大幅減となりました。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

4款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費に、「相楽消費生活センター」に係る経費といたしまして、消費生活相談員3名分の報酬等の経費といたしまして、1,001万3,000円を計上いたしております。実質的には、2年目となります、平成23年度におきましては、引き続き、センターのPRに重点を置き、相楽地域の住民の皆さんからの相談を担当する消費生活専門相談員の知識の向上を図るとともに、悪質商法や消費者トラブルに関する最新の情報に接するため、地方消費者行政活性化基金が原資でございます、京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用いたしまして、独立行政法人国民生活センター等の関係機関による研修に参加をさせていただくほか、京都府内各市町村等との事例研究などにも積極的に参加するための旅費等を予算措置させていただいております。

次に、13ページをお開き願いたいと思います。恐れ入りますが、13ページと14

ページが入れかわって綴じ込まれております。申しわけございません。13ページをお開き願いたいと思います。

5款、1項、公債費です。1目、元金でございます。2億4,255万7,000円、また、2目の利子では、1,445万2,000円、計上させていただいております。特に、公債費の利率につきましても、全体の42%と大きくウエートを占めているところでございます。

資料集の16ページにも償還年次表ということで、記載をしてございますが、平成9年度から12年度にかけましての大谷処理場の更新工事にかかります財政融資資金の元利償還と、平成14年度に実施をいたしました水源池改修工事にかかります郵便貯金資金の元利償還でございまして、平成27年度の償還完了まであと5年間、構成市町村の分担金をもって償還に当たっていただくことになってございます。

次に、予算書14ページに戻っていただき、お開き願いたいと思います。

6款の予備費といたしまして103万1,000円を予算措置するものでございます。

続いて、歳入でございます。恐れ入りますが、4ページにお戻りいただきたいと思ひます。

4ページでございます。1款、分担金及び負担金、1項、1目、分担金でございます。4億8,147万9,000円ということで、前年度比較で331万6,000円、0.7%の減ということでございます。この内容が1節、市町村分担金で2億2,447万円、説明欄にもありますように、広域圏分担金で837万2,000円、相楽会館分担金で327万2,000円、し尿処理分担金で2億1,031万6,000円、消費生活センター分担金で250万円、2節の処理場更新公債費分担金といたしまして、公債費の額であります2億5,700万9,000円となつてございます。

なお、消費生活センター分担金につきましては、恐れ入ります、資料集19ページ、20ページ、こちらをあわせてごらんいただきたいなと思ひますけれども、その資料集の19ページ、20ページにありますように、消費生活センター分担金につきましては、地方消費者行政強化のための「集中育成・強化期間」であります、平成21年度から24年度までの期間は、対象経費の大半が京都府消費者行政活性化事業費補助金が充当されておりますので、大きな分担金額とはなつてこない見通しではございますが、したがひまして、20ページの分担金合計のところの事業費総額を見ていただきまして、合計欄ですが、1,175万5,000円のうち、府の補助金が922万5,000円の見込みでございしますので、実質的な分担金額といたしましては、市町村ごとに50万円ずつの計250万円となつてございます。

それでは、市町村ごとの内訳でございすけれども、先ほどの、すみません、予算書のほうの15ページのほう、お開き願いたいと思ひます。

予算書15ページのところに、平成23年度分担金一覧表ということで、先ほど申し上げました項目ごとに広域圏、相楽会館、し尿処理、消費生活センター、処理場更新公債費ということで、市町村ごとに分担金額を計上させていただいております。

まず、木津川市で合計2億5,190万円、構成比といたしまして52.3%をお願いするものであります。また、笠置町で3,431万7,000円、7.2%、和束町で5,547万2,000円、11.5%、精華町で1億68万2,000円、20.9%、南山城村で3,910万8,000円、8.1%となっております。この分担金につきましては、16ページ以降にそれぞれ内訳を記載しておりますが、分担金条例に基づき、それぞれ割り当てをさせていただいております。

24ページに、平成23年度分担金算出表として、分担金の算出の表が示されてございますが、分担金条例の附則の「平成20年度から平成23年度までの分担金の額の特例」、この経過措置の規定に基づきまして、平成23年度におきましては、激変緩和措置といたしまして、改正後分担金額から改正前分担金額を控除した増減額に、その下のほうに書いてございますが、20%を乗じて得た額を、改正後の分担金額から控除して算出すると、こういうような複雑な式になってございますが、こういう形で計算したものが、この24ページの表でございまして、それぞれ経過措置後の金額が、それぞれ各市町村に御負担していただく分担金の額でございます。

また、25ページのほうには、平成22年度と23年度の当初予算の比較表ということで、つけさせていただいておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

それでは、続きまして、4ページにお戻りをいただきまして、2項、負担金でございます。1目、負担金、1節、し尿処理手数料負担金といたしまして、9,743万円の新規計上をしております。これは、先ほどの代表理事からもありましたように、従来のし尿くみ取り手数料のことでございまして、し尿処理手数料の事務委託によりまして、当該費用をし尿処理手数料負担金といたしまして、本組合から各市町村に対して、請求をするものでございます。

また、2款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、相楽会館費でございます。相楽会館の貸室料といたしまして、前年度と同額の40万円を計上するものでございます。

次に、5ページの2項、手数料、1目、衛生手数料1,872万5,000円、1億1,809万2,000円、86.3%と、大幅な減を見ております。浄化槽汚泥投入手数料といたしまして、1,872万5,000円、これは9,630㎥分、1.8トンのバキューム車で5,350台分の手数料を見込んでおりまして、1台当たり3,500円の処理手数料を搬入業者から徴収するものでございます。

次に、3款、府支出金、1項、1目、府補助金としまして、京都府消費者行政活性化

事業費補助金といたしまして、922万5,000円を計上させていただいております。

次に、4款、繰越金850万1,000円を計上させていただくものであります。

次に、5款、諸収入、1項、1目、預金利子で銀行預金利子を5万円、前年度と同額を見込んでおります。

2項、1目、雑入といたしまして、19万円、コピー使用料1,000円、財務会計ソフト使用料といたしまして、18万9,000円を計上させていただくものであります。会計ソフトの分につきましては、平成22年度から実施をしているものでございますけれども、相楽郡西部塵埃処理組合から徴収するものでございます。

次に、予算書の26ページ以降は、特別職並びに一般職の給与関係の明細をつけさせていただいております。

最後に、32ページでは、組合債の現在高の見込みに関する調書を作成させていただいておりますので、またごらんいただきたいというふうに思います。

以上、議案第3号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山議員。

○9番青山議員 9番、青山です。説明がございましたように、23年度は対前年度比で2,600万円、マイナス4%という予算で、事業内容もほぼ従来どおりとなっているという印象があるところです。その中で、何点か質問させていただきたいというふうに考えます。特に、衛生費の清掃費関連ですね。先ほど、いつもそうですが、資料がわかりやすく、数字とかも、それから傾向や系統等もわかりやすく資料ができていたという印象がありました。特に、資料に基づいて、質問させていただきたいというふうに思います。

特に、し尿処理費の分ですね、このところの大谷処理場運転維持管理業務の中身です。その中の22年度も、この資料の2ページに書かれています、特に整備関係の50万円以上の内容が書かれているわけですが、もちろん私たち素人にはこれが妥当な金額かどうかは、なかなかわかりません。それについては、ここに書いています、8ページですね、8ページのところに、特に2番、平成22年度には、日本環境衛生センターに見積精査業務を委託したその手法を用いて、廃棄物処理施設技術管理者講習を受講して、資格を得た、この本組合職員2名によって、いろいろな査定が行われているというふうに書かれております。

それは、特に、先ほど説明がありました資料の9ページですね、9ページでは、23

年度のこの維持管理に係る補修工事がずっとなされるわけですが、もちろんどこかのページのところに、割ともう老朽化している物もあるので、ＡＢＣとか段階をつけて、優先順位をつけて、計画的に完成したいという、そういう項目がありましたけれども、特に、機器は建設機器とかいろいろあるので、金額の大きい、小さいはよくわかりませんが、先ほど申しあげましたように、この本組合の職員名で出されているわけですが、この民間で査定するのと、ここでこの組合の職員が査定して提出するのと、この金額ができるだけ少なくすると、やたらと少なくは、やっぱり妥当性があると思いますので、何ぼでも少なくなることがいいかとは思いますが、今年２３年度のこの設計金額、この妥当性が本当にこれで妥当なのかというのが、大変疑問です。まずそれが１点。

それから、もう１点は、し尿くみ取り券を差しかえるということで、昨年からいろいろありまして、本年度からはやり方が変わって、条例もつくって、実際やっていただくので、先ほどいろんな話をいただきました。関係市町村との調整は十分とれて、スムーズに行くのかどうか、その辺がまず質問の２点目です。

それから、もう１点は、相楽消費生活センターの件です。この設置は国の政策に、自民党政治の最後の年ににわかに政策がされて、導入をされた内容ですが、この財源は、先ほど説明がありましたように、平成２１年度から平成２４年度の補助金の中で、これがずっと推移されていっているわけですが、先ほど説明もありましたように、なかなか新しいことなので、職員の方が３人対応されてやっていただいている、研修にどこどこ行ったという一覧表もあります。この研修についてですが、やはり初めてのことで、法律とかそういうこともすごく加味する内容ですね、資料の２５、２６のところなどにどんな研修に行き、御丁寧に行かなかった研修の一覧が載っていますが、この平成２４年度までのところまでに、必要な研修に行くことは大変いいことだと思うんです。ぜひ行ってもらって、平成２５年度からは、もうプロでやってもらうということが大事なので、この藤井相談員さん、山下さん、鳴尾さん、３人いらっしゃるわけですが、なかなかそれぞれの研修の結果が住民の相談にちゃんと生かされるようであれば、やはりだめだと思うんですね。

その辺のことは、生かされていると思うんですが、先ほど資料の２３にそのデータが書かれておりますが、代表理事が先ほど冒頭にごあいさつありましたように、傾向は全国レベルの内容だということで、ここでは数字が示されています。特に、右の欄の右横に、１、２、３と丸が書いてあるのが、全国の傾向かなというふうに、そういう冒頭、代表理事のごあいさつにもありましたように、それで、研修の内容で、住民の相談の中で、もちろん弁護士に結びつけないといけない相談もあるとは思いますが、この相談の３８３件ですね、対応のそのときに、一定の方向性が見出せるような相談に

なっているのかどうかというのを、お聞きしたいと思います。

○議長 林事務局長。

○林事務局長 青山議員の御質問にお答えいたします。

大谷処理場の維持管理の主に補修工事の関係の御質問であったと思います。従前からこういった施設については、非常に計画的な修繕をしていくと。いわゆる経費を削減することは目的では、大きな事故につながるということも十分ありますので、こういった施設については、経年的な計画をつくりながら、専門的な視野から中身について検証していくということで、先ほどありましたように、3年ごとに日本環境衛生センターという、国の関係の専門機関がございますけれども、ここでし尿処理場の維持管理を修了していくということで、計画をつくりなさいと。それに基づいて処分計画をつくっていくと。あるいは、各年度実施しているということになります。

いわゆる現場からは毎年1億、あるいは1億5,000万円におよぶような大きな金額が出ております。それを全部やったら、完全に、一番良いんですけれども、車と一緒にいいんですけれども、それはできませんので、ABCという形で優先順位をつけながら、また、財政計画の範囲の中で、その年度の実施を決めていくということでございます。

現在の計画につきましては、既に3年前に現場から出てきたものを日環センターのほうで精査しておりますし、総合的に、いわゆる妥当な内容であること、金額的にも正確なものであるという、そういう御指導というか、そういう判断をしていただきまして、そのことに基づきまして、今回こうやって報告まででございます。

それから、現場の職員というか、我々のほうも年に1回、定期的に研修していくことが望ましいんですけれども、東京と九州で年2回研修をやっているんですけれども、1週間ほど、通算5日間掛ける2回から、10日間の研修で約35万円か40万円ぐらいかかると、こういう研修でありますので、毎回行きませんが、その講習を受けることによって、そういった現場が出したもののについての妥当なものであるかということも、判断をして、いわゆる行政との協議に基づいて、年次計画を立てているというようなことでございます。

それから2番目のし尿くみ取り券については、これはもう何回も各関係部局と協議をいたしまして、4月以降に向けて今、準備を進めているところでございます。スムーズに行くという確信をしているところでございます。

それから3番目の相楽消費生活センター、これ一応1年たったんですけれども、当センターにつきましては、1日につき平均、2件強という内容になっております。全国的には、非常に国の対応もこういったいろいろ市町村レベルの基礎自治体も取り組んでおる関係で、いわゆる深刻な事案が非常に少なく、以前よりもかなり減ってきているとい

うふうには聞いておりますけれども、当センターにつきましては、先ほど御説明申し上げたように、全体的に来所の比率が非常に高いというのが一つの特徴かと思っております。

それから、相談内容でございますけれども、非常に件数もさることながら、例えば出会い系サイトの関係で、400万円の契約をしました。それで、そのことについて、相談の方から、契約を解除したいという相談について、相談員が例えば、計6回、別の相談員と話をされて、期間的に4カ月程度かかったということでございます。その結果、返金が250万円をその相談者の方が、センターに持ってきたことによって、こういった問題が一定改善されたというような事例もございます。

その他幾つか、金額は非常に100万円、200万円、あるいは海外の宝くじ関係で600万円を支払った。今後も支払っていく予定だったけれども、センターに相談することによって、若干ではありますけれども、戻ってくることができましたというようなことであります。

相談の内容と相談件数は必ずしも一致しないわけでありまして、このセンターがもう少しPR含めて、相談に乗って、こういった消費に関する、いわゆる事故を未然に防止すると、こういうようなことを含めて、相談員の役割があるんじゃないかなと思います。

したがって、そういった研修についても、一応相談員という資格を持っているわけでありまして、そういった事案につきましては、毎日といってしまうか、あるいは、その時々によって、消費問題が非常に質的に変わりますので、相談員の力量を高めていくと、こういうことから、あらゆる研修の機会をとらえまして、相談員としての知識、技量を高めてまいりたいなど、このように思っています。

以上でございます。

○議長 青山議員。

○9番青山議員 この維持管理補修の件ですね。資料を出されているわけですので、これらが妥当性はあるのは当然なので、そうでなければ、むしろおかしいわけですが、それでも、やはり金額も大きいので、十分実施してもらおう段階でも、やはり再度精査していただいて、妥当ではありませんが、極力軽減できるように努力していただきたいというふうに思います。

相楽消費生活センターの件なんです、17ページですね、先ほどどういう方がいらっしゃるということで、藤井さん、山下さん、別に藤井さんが何歳というのは別にお聞きする必要はありませんが、大体の3人の年齢層を聞きたいのが1点と。

それと17ページのところの資料の職員手当の分ですね。Aさん、月払いになっているところが、Cさんは年2回ってなっていますね。その違いは何ですか。

○議長 國子主査。

○國子主査 事務局の國子でございます。まず、青山議員のほうで御質問に対する一つ目でございます。

消費生活相談員の年齢層ということでございますけれども、50代が2人、40代が1人でございます。

それから、資料集の17ページの職員手当の関係でございます。A、Bの職員につきましては、通勤手段が車でございます。Cの職員につきましては、電車でございますので、6カ月に1回の通勤定期相当ということで、積算しているものでございます。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を、別添のとおり定めます。

平成23年2月21日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成23年度特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,140万円といたしております。前年度比較では10万円、0.9%の減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入で、財産収入は877万8,000円、繰入金は255万円、繰越金は1万円、諸収入は6万2,000円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出でございます。平成23年度におきましては、第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画・前期基本計画の4年目となりますが、7億円の基金の預け入れも5年定期の最終年度に当たり、平成24年3月31日に満期を迎えることから、今後の基金の運用、ふるさと市町村圏振興事業のあり方を含め、一定の評価・検証を行う必要がございます。

事業実施に当たりましては、「相楽ふるさと塾」「相楽の文化を創るつどい」「相楽地区ふるさと市町村圏シンポジウム」の開催などの継続事業を中心に創意工夫しながら効果的に推進するとともに、ことしの秋には「こころを整える～文化発心」というテーマで、「第26回国民文化祭・京都2011」が京都府各地で開催されます。当組合では、「相楽地区文化交流交付金」により、引き続き各市町村の取り組みに対しまして支援させていただくこととしております。

これらの事業を推進するための振興費は1,129万5,000円、予備費は10万5,000円を計上しております。

以上、平成23年度特別会計予算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、事務局より補足説明をさせます。どうか御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局。

○福田主幹 それでは、議案第4号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきまして、補足の説明を申し上げます。

特別会計予算の総額は、前年度より10万円、前年度当初比0.9%減の1,140万円としております。

平成23年度の実施事業につきましては、恐れ入ります、資料集31ページをごらんいただきたいと思います。

31ページに、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業計画案をごらんいただきたいと思います。

平成23年度の実施事業につきましては、従来からの「相楽ふるさと塾」、これは、第18回になります。また、「相楽の文化を創るつどい」、こちらは第19回目を迎え

ます。また、一つ飛びまして、「広域圏だより」、こちらは39号、40号を発行する予定でございます。

そして、「相楽地区ふるさと市町村圏シンポジウム」、それから「組合ホームページ」ということで、既存事業を継続して実施するとともに、先ほどの説明にもありましたように、平成21年度から3か年計画で取り組んでおります各市町村の文化事業を支援いたしまして、「相楽地区文化交流事業交付金」を前年度と同額の800万円を計上いたしております。

さらには、秋の国民文化祭に合わせまして、広くこの相楽地域をPRするため、平成21年度に作成をいたしました広域観光パンフレット「相楽逍遥記」がもう在庫がございませんので、こちらの増刷を計画したことでございます。

それでは、予算書を願ひいたします。

歳入歳出予算の内容につきまして、説明を申し上げます。

それでは、歳入のほうからでございます。4ページをお開き願ひたいと思います。

1款、財産収入でございます。1目、利子及び配当金で877万8,000円でございます。説明欄にもございますとおり、このふるさと市町村圏事業につきましては、各市町村からの出資金6億3,000万円と京都府からの助成金7,000万円、合わせまして7億円の基金をお預かりしておるわけでございますが、この利息をもって、広域的な事業、創造事業を実施するものでございまして、この基金の管理につきましては、ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例第3条に基づきまして、「金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により管理をする」と、こういう方針に基づきまして、現在はこの基金7億円を南都銀行加茂支店の5年の大口定期でお預けをさせていただいております、利率のほうは年1.25%、運用益を877万3,000円見込んでいるところでございます。

これは、平成19年3月30日から平成24年3月30日までの5年定期でございます。ちなみに、現在の南都銀行での5年の大口定期の店頭表示が0.1%、また、全国平均でも0.128%ということでございますので、かなり高金利な分で運用したものでございます。

また、7億円以外の基金ということで、1,418万4,000円があるわけでございますが、こちらにつきましては、指定金融機関でもあります京都銀行木津支店のほうに、0.04%で、低い金利ではございますが、1年定期ということで、預ける計画でございまして、その利息が5,000円ということでございます。

次に、2款、繰入金で255万円を見込んでございます。

次に、3款、繰越金を1万円計上いたしております。

5ページのほうでございますけれども、4款、諸収入、1項、1目、預金利子を1,

000円、それから、2項、1目、雑入といたしまして、6万1,000円、「相楽ふるさと塾」の資料代、またコピー代を予算措置したものでございます。

続いて、歳出でございます。

6ページをお願いいたします。

先ほどの資料集でも御説明申し上げました、平成23年度ふるさと市町村圏振興事業計画案に掲げる事業を行うために、歳出のほうで1款、1項、振興費といたしまして、1,129万5,000円を計上いたしております。総務的な経費といたしまして、1目、振興総務費として、71万5,000円計上させていただいております。

次に、2目、事業推進費ということで、90万円計上させていただいておりますが、広域圏だより「だい好き！そうらく」の発行に係ります印刷費を計上しており、1回につき配布部数が45,000部、現在の世帯数が相楽全体で42,511でございますが、発行部数を45,000部とし、7月と1月の年2回発行を計画してございます。

3目、事業費につきましては、前年度と同額の118万円を計上させていただいております。第18期を迎えます「相楽ふるさと塾」を開講する経費、また、シンポジウムの開催経費、「相楽逍遥記」の印刷、またホームページのサーバー維持管理にかかる経費をそれぞれ計上させていただいております。

次に、4目の広域的事業推進費に前年度と同額の850万円を計上いたしました。内訳は説明欄にもありますとおり、第19回「相楽の文化を創るつどい」、こちら実行委員会でございます。そちらの開催事業補助金といたしまして、50万円、相楽地区文化交流事業交付金といたしまして、各市町村に800万円をそれぞれ交付するための予算を計上いたしてございます。

7ページには、2款、予備費で10万5,000円を計上しております。

以上、議案第4号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山議員。

○9番青山議員 9番、青山です。予算編成の方針の中に、先ほど事業の内容とか、7億円の基金の利息で運用されている、それは例年どおりなので、新たに国民文化祭が入るので、例年どおりの事業であるんですけれども、この予算編成の中の4番ですね、平成23年度はこんなにやるけれども、平成20年12月に総務省から出されたという後段が実はあります。それで、今後の広域行政をどうするかという結論には至っていないが、検討内容を踏まえた上で、地方分権の推進に伴うという備考が書かれて

おりますけれども、聞くところによりますと、総務省のふるさと市町村圏推進要綱の廃止という、この平成20年以降は全国的に割と改正方向だというふうにお聞きをしているわけですが、代表理事で一足飛びに結論を出すのではなく、やはり議員の意見も聞いて、反映して、双方で今後の方向性を決めていただくことが重要かと思いますが、この方針について伺いたいと思います。

○議長 代表理事。

○木村代表理事 当然おっしゃるように、議員さんの意見も聞いて、進めていくということは当然のことだと、このように思っています。可能な限りやっぱり相楽圏域における、お互いに連携協力をしていく、そのやり方はどうなのかということも含めて、やっぱりこれからの課題になるのではないかと、このように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

佐々木議員。

○7番佐々木議員 よくわからないのは、その予算編成方針だけつくられているわけですね。編成方針の中に、結論に至らないけれども、対応して予算編成に努めるということ、これはどういうことにするのか、いまいわからないんですね。恐らく今は編成している、中で分けてね。その段階で結論に至らないものをどうやってやるのかということなので、それがよくわからないのと。

もう1点は、検討までここをしていただらいですけれども、この4ページでいうと、(4)の下3行ですね、地方分権の推進に伴う新たな広域的な課題というものと、一体どう認識をするのかと。だから、これはどういうことを今想定をしていて、そのことをどういう方向で検討しようとしているのかということですね。ある角度から見れば、いわゆる10年以上前ですかね、に確認された、相楽郡でですね、例えば、契約施設の分担であるとか、そういうことを指しているようにも読めるし、ところが、その問題についても、いろんな各分野、一部は前進しているけれども、一部はほとんど前進しないとかね、もう何もほとんど動いていないことがあるわけですね、この部分と関連したこの表現はあるのか、どういう内容がこの当時決められたのか。

○議長 林事務局長。

○林事務局長 事務局長でございます。ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

予算編成方針で、ちょっと予算に反映するというか、具体的な数字ということに、ご質問が出たんじゃないかと思っております。私たちとしましては、この間、平成4年、5年からずっと一部事務組合である、そのものはそうなんですけれども、特にふるさと市町村圏振興事業は18年目を迎えましたよと。来年度、平成23年度をもって、現在

の基金については、定期であります、いわゆる南都銀行でお預かりをしておりますことについて終わりますよと。利息としましては1.25%と、非常に高い金利でございまして、年間870万円ほどの運用益がありますということで、今、何とかふるさと市町村圏振興事業をやってこられたわけですが、来年のことはわかりませんが、多分今の状態でいけば、いわゆる国債も含めて、非常に難しいんじゃないかなという前提があるというふうに考えております。

ただ、我々断定はしておりませんので、ただ、その辺も十分、担当部局の会議の中でも、かねての問題がありますように、この事業について、これまでやってきた事業については、ふるさと基金という運用益があったから何とか実施をしてこられておりましたので、一定判断をする時期が来ているんじゃないかなと、こういうことから、今後になっているというところでございます。

もう1点は、議員がおっしゃるように、広域行政、基礎自治体の市町村いろいろ課題を抱えておるわけでありまして、例えば、相楽郡内で非常に一部事務組合がたくさん存在をしております。これらは非常に統廃合含めてどうしたらいいのかなというふうなことも一つの課題としてあります。ただ、消防、医療、あるいは福祉、そういった形で従前、従来から一つの市町村ではなかなか困難であるような事業については、いわゆる広域行政のスケールメリットを生かした形で取り組んでいくべき課題がたくさんあるんじゃないかなと。

こういうことから、こういったふるさと市町村圏の問題と合わせまして、一定の判断をしてはいいんじゃないかなと、こういうことから、考えておるところです。それは時期的にはことしの夏から、9月ぐらいかけて、やっぱり一定のまとめをして、今、代表理事が言われましたけれども、議員の皆さん、また、一般の住民の御意見を踏まえながら、理事会で最終の判断が必要になってくるんじゃないかなと、こういうふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長 佐々木議員。

○7番佐々木議員 前半はわかりましたけれども、後段に関しての問題でね、今こちらのほうから二つぐらいの一定の方向性とか出たわけですよ。一番の問題というのは、そんなに簡単に結論が出るような問題とは思っていないわけですよ。いろんなね、ごみ処理とか、斎場問題とかいろいろありますよね。その問題をただでさえ、過去かなりの時間たってやってきて、結論が出てない問題を、そう簡単に出るんだらうかって。

しかも、基礎自治体、市町村に関して言えば、当然、定例議会も4回以上あるし、いろんな日常的な関係を持っているけれども、なかなかそう回数もあるわけじゃなく、業務連携があるわけでもないわけですから、余計、実務は進みにくいという性格を持って

しまいますよね。

その点で、広域事務組合というのは、今までやってきた広域的課題も含めて、夏ごろに一定方向性を出すということなのか、その問題から別に、いわゆる今後の広域事務組合とか、おっしゃった幾つかある一部事務組合のあり方の問題のみに限って、その夏ごろに結論というか、方向が出るのか、どちらのほうにしているんでしょうかね。

○議長 林事務局長。

○林事務局長 再度の御質問にお答えします。

ちょっと中途半端な言い方でしたが。一定の判断をするというのはこのふるさと市町村圏推進要綱が国の政策として、平成21年3月31日をもって廃止をされましたよということを、まず御理解していただきたいということでございます。

私ども相楽圏域については、来年3月末をもって、この判断をするかどうかを迫られていますよ。この事業が、やはり運用益である金利がどれだけつくのかということが一つ目安になってくるのじゃないかと。そのことをここの8月、9月ぐらいまでには、事務局で判断をさせていただいて、理事会として一定の方針を決め、それで、住民の皆様、あるいは部会の皆さんともども、そういったことで、例えば、廃止するなら廃止する、あるいは金利は低いけれども、続けていこうというようなことの判断が必要ではないかなというのが、先ほど申しました判断ということでございます。

全体的な広域的課題については、これはもう今のふるさと市町村圏の話とは別にして、従前からそういった課題がずっと来ているわけでありまして、今、佐々木議員がおっしゃいました、いわゆる市町村分担での覚書、確認書、こういったことについては、当然そういうことを前提にして検討しておりますので、従来からやっているところでございます。

以上でございます。

○議長 青山議員。

○9番青山議員 参考までにお聞きをしたいんですけども、平成20年12月に総務省は、広域行政圏施策の廃止というふうの方針をつくっているわけですし、このふるさと市町村圏振興事業基金が7億円あるわけですが、国からいつごろもらったものが7億円になっているのか、ちょっとわからないんですけども、あるわけですね、実際。それで、廃止の方向を決めて、それで方向性としたら、今、国のほうでは民主党政権が埋蔵金をということですずっと調べました。結果的には思ったよりなかったという、国のほうにはないですが、地方には埋蔵金があるというふうに理解されている部分もありますので、そういう点では、言葉は悪いですが、国のほうに回収されるとか、返還が求められるとか、そういうことがないように、あると言ったら、事前に対応することが必要かなと私は個人的に考えるんですけども、その辺のことも念頭に置いて、やはりこの

問題は、先ほどおっしゃったように、広域圏でいろいろすることが当然、この組合がある以上は、広域のいろんな行政が進んでいくわけですが、ふるさと市町村圏振興事業はまた広域圏とはまた別なわけですから、そのために会計は別なわけですので、そういうのはどうですか。

○議長 林事務局長。

○林事務局長 青山議員さんの御質問にお答えします。

このふるさと基金については、国からもらったもんじゃなくて、市町村から、当時のこれは7か町村が、平成4年、5年の2か年にわたって、全体で6億3,000万円、京都府から7,000万円を出資していただきまして、7億円という基金をつくったんですね。

この運用益を活用して、管内の人材育成とか、広域観光とか、情報交換とか、地域産業の活性とか、いろんなことに役立ってもらえと、それを18年間続けてきましたよと、大きな成果もあったし、いろんな問題もありましたと。その判断は当然国の、このまま、例えば0.2%、こんな数字ですよ。それで果たしてあと運用益が200万円ほどでいけるのかなということになりましたら、一定の判断が必要じゃないかなということです。

今の件につきまして、京都府が7,000万円、その当時出しているわけです。いただいているわけです。当然これを廃止、また、解散をして、各市町村にその当時の分担金を返すということになりましたら、京都府のほうにもこの7,000万円を返さないといけないわけですね、7,000万円を。これを私たちは、返すことでまた厳しくなるわけ。京都府ももちろん厳しいですけども、何とか広域の方でもっておきたい。

こういった件数も少ないんでありますし、丹後のほうは既に解散をしたということを知っておりますので、残りは京都は相楽だけやと。当然京都府の方も、返してくれみたいな話が出てきておりますので、これは圏域全体に使えるようなものを、我々はやっぱり考えていくことが、担当者としての責任ちゃうかなということから、そういったことを含めて、ことし8月ぐらいまでには一定の方向性を出していきたいと、こういうことでございますので、よろしくお願いします。

○議長 会計管理者。

○安岡会計管理者 1点補足と、説明をさせていただきます。

先ほどの局長からの答弁です。積み立ての年度があいまいでしたけれども、この基金につきましては、平成3年度と4年度の2か年をかけて、半分ずつ積み上げております。それが1点ですね。直接入っておりませんが、当時の各町村がこの基金の分を分担するに当たりまして、その分担金に対しまして、地域総合整備債という起債が充当されております。その起債の償還に当たりまして、地方交付税の算入措置が行われていま

すので、国から見れば、間接的な国庫金という解釈になってまいりますので、国庫金が全くなしとは言えない。申しわけありません。年度ですけれども、再度訂正いたします。平成4年度、5年度でございます。済みません。平成4年度、5年度で3億5,000万円ずつ積み立てたということでございます。

それと、先ほどの国庫金に戻りますけれども、地方側から見れば、交付税なので国庫金が入っていないということになりますけれども、国から見れば、交付税を通じて国庫金が入っているという見方がされます。ただし、今回のこの平成20年の総務省の方針におきまして、目的に沿って処分されるのであれば、国庫分の返還については、返還を求めないということの内容が出ているという状況です。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

佐々木議員。

○7番佐々木議員 ちょっと今のことで確認したいんですけれども、補助金であれば、補助金を使ってね、貸したものを返せと言われますが、この基金になるとか、交付税算入されたものというのは、基本的には固有財産ですよ。でないですか。今の府に返しても、府からの借入金なんですか。お金の性格ですよ。今のちょっと府からもらった、要するに出してもらったからね、解散したら返さなあかんというふうに聞こえてくるんですよ。ということは、借入金なんですか、これは。固有の基金じゃないと。組合のね、組合独自のお金ではないと。現在まだ色がついていると。例えば、旧加茂町とかね、京都府とかね、と言ったように色がついている財産であって、そういうことですか。

○議長 会計管理者。

○安岡会計管理者 再度補足を申し上げますと、基金といいますか、通常補助金であれば、減価償却という考え方がとられまして、補助金で建てた施設に対しまして、どれくらいの残存価格があるかということによって、目的外に処分した。あるいは解消したということになりますと、当該残存分に関する返還が求められるということになってまいります。

ただし、今回の部分につきましては、基金でございますので、残存価格というものは全く減っておりません。そういうことから、目的外に関しましては、返還が求められているということでございます。

ですから、国庫分については、先ほど申し上げましたように、各市町村からの分担金は求められませんけれども、普通の補助金分に対して、そのような返還が生じる恐れがあるという説明でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

佐々木議員。

○7番佐々木議員　今の府の補助というのは、府に対する理解ですか。お金の性格からいって、返さなければならない、返すことが義務づけられる負担なのか、どうかという意見です。だから、さっき、あったように、補助金の例、例えばね、要するに数が減ってないわけだから、その二つが残っていると、これを、例えば何年たとうが、いったん掛け出したお金があるんだったら、その目的の基金が用をなさなかったと、目的を達せなかったと。用はなくなったという場合は、いつまでたとうが、それは府のひもつき補助金ですよ。そういう性格なお金なんですか、これ。

だとしたら、ちょっとそれは議論の仕方が変わりますよね。そのことしの夏ごろのことを議論する前提として変わってくるわけですね。返すものなのか、返さなくてもいいものなのか。もしわからなかったら、すぐに照会してもらいたいけれども。

○議長　会計管理者。

○安岡会計管理者　ただいまの御質問でございますけれども、返還を求められるというのは、基金のうちの1割を府から補助を受けました。その7,000万円分に対してのみ、そういうことでございます。残りの6億3,000万円分については、返還を求められることはないということです。その7,000万円分につきましては、先ほども申しておりますように、全くの基金創設、あるいは京都府の補助金の趣旨に反しまして処分を行うということになってまいりますと、これは返還を求められる可能性があるということで、事前に相談も行ってございます。そこの相談につきましては、処分方法につきましては、有効な方法を事務局で検討を行っているという段階でございます。

○議長　ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長　挙手全員であります。

よって、議案第4号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これもちまして、平成23年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。
本日は、長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。
議員の皆様及び理事者の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。
本日は大変御苦勞さまでした。

(午後3時45分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 北 猛

会 議 録 署 名 議 員 杉 浦 正 省

// 中 野 重 高